

第九十四回国会 衆議院 運輸委員会 議 録 第 九 号

昭和五十六年四月十四日(火曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 小此木彦三郎君

理事 加藤 六月君 理事 関谷 勝嗣君

理事 檜橋 進君 理事 宮崎 茂一君

理事 福岡 義登君 理事 吉原 米治君

理事 西中 清君 理事 中村 正雄君

阿部 文男君 理事 木部 佳昭君

永田 亮一君 林 大幹君

古屋 亨君 三塚 博君

水野 清君 山村新治郎君

井岡 大治君 小林 恒人君

関 晴正君 浅井 美幸君

小淵 正義君 三浦 久君

四ツ谷光子君 中馬 弘毅君

出席国務大臣

運輸大臣 塩川正十郎君

出席政府委員

厚生省環境衛生局長 山村 勝美君

国土道環境部長 角田 達郎君

運輸大臣官房長 小野 維之君

運輸大臣官房審議官 吉村 眞事君

運輸省港湾局長 妹尾 弘人君

海上保安庁長官 杉本 康人君

委員外の出席者

環境庁水質保全局長 田中 達雄君

通商産業省機械情報産業局電子機器電機課長 荻生 敬一君

運輸委員会調査室長

四月十三日

第一類第十号

運輸委員會議録第九号 昭和五十六年四月十四日

国内用船外機の検査免除に関する請願(足立篤郎君紹介)(第二八八号)

同(足立篤郎君紹介)(第二八九号)

同(斎藤滋与史君紹介)(第二八九四号)

同(足立篤郎君紹介)(第二九七九号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

願(塩崎潤君外五名紹介)(第二九〇〇号)

野海運にチャーターされた船舶でございますが、雑貨を積載して神戸港から上海港に向け航行中、同日午前十一時三十分ごろ、鹿児島県下鶴島の西南西三十七海里付近におきまして、米国原子力潜水艦ジョージ・ワシントン、六千九百トンと衝突し、日昇丸は機関室に浸水後間もなく沈没いたしました。乗組員の話でございますが、当時の天候は雨または霧で、南東の風五メートル、波浪の高さ一メートル、視程二キロであったとのことでございます。日昇丸の乗組員は救命いかだ二隻で脱出いたしました。同日午後十時、アメリカ大使より、先ほど申しましたジョージ・ワシントンが衝突したらしいという遺憾の意を表明してまいったとのことでございます。当庁といたしましては、また放射能汚染のおそれがありましたので、放射能調査を厳密に実施いたしておりますが、現在までのところ異常は認められておりません。以上であります。○小此木委員長 これにて説明は終わりました。

○小此木委員長 次に、内閣提出、広域臨海環境整備センター法案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小淵正義君。○小淵正義君 若干前日の質疑と重複する部分があるかと思いますが、その点は御容赦いただきたいと思うわけであります。まず最初に、このたびの広域臨海環境整備センター設立の趣旨でございますが、現在の状況から判断されて、廃棄物の処理について広域的な視点からとらえて問題を処理せねばいかぬような状況にきているということで、今回のこの事業センターの方式で事業を行う、こういうことが設立の趣旨だと思っております。したがって、そういう点では一応設立の趣旨は確かに理解できるわけであります。また、広域といいますが、そういう意味では少なくとも地方自治体が二都道府県以上にまたがるものではないかという感じがするわけであります。そういう場合に、確かに処理の方向としてはそういう形の中でこれを考えることはわかりませんが、実際問題としてそういう臨海の地域までいろいろな廃棄物を処理するために運ぶという運搬手

段、運搬方法、そういうものを考えますならばかなりコスト高になることは否定できないと思います。

そういう点をこれ考えるならば、そういう意味で、それぞれの地方自治体が現在までやられている中でどのようなふうな実態に出ているのか。少なくともそういういろいろな悪条件を考えながらも、なおこういう方式のものでやらなければいけないような実情というものは果たして現在どこまで出ているのか。そういう状況等についてその実態を、少なくともこの広域地域の対象になられるような地域の現状についての実態をいまいしく御説明いただきたい、かように思います。

○吉村(眞)政府委員 廃棄物の問題が現在非常にむずかしくなっております。広域的な処理が必要であるという趣旨については御理解いただけたと思っておりますが、現実にはどういふふうな支障が起こっているのかという点について申し上げますと、このセンターを設立する理由をいたしまして、理由と申しますか、前に調査をいたしました結果、大阪湾の場合には一億四千万立方メートルという廃棄物が臨海部で処理が必要だという結果を得ております。

この結果はどういうふうにして得たかと申しますと、まず、その広域の予想されます場所から発生するごみを、先生いま御指摘ございましたように、それぞれの場所でも可能な限り処理をする、運搬等も高くつきますから、遠くへ運ばないでその地域で処理できるものをそれぞれに処理することとをまず考えて差し引きまして、どうしても近くでは処理できないといったようなものを集めて、集めるといいますか、足したものが一億四千万立方メートルでございます。

ちなみに、その全体のごみの量は三億五千万立方メートルでございますので、二億一千万立方メートルぐらいは、御指摘のように、それぞれの地域で、あるいは別の方法で処理ができるわけでございますが、その残りはどうしてもこういった海

面の埋め立てによって処理をしなければならないという実情でございます。

○小淵(正)委員 一応推定されている状況でいまだ数字的な報告がありましたが、そういうものを解消するためにこういふたものが一つの発想で出されたと思うわけであります。

そういったことから考えてみますならば、今回対象区域、対象港湾、そういう形で一応指定可能性があるというのは大体東京周辺と大阪周辺じゃないかというような気がするわけであります。実際に今回の広域臨海整備センター設立の中でこれからそういった対象になる地域というものは大体何カ所ぐらい、どういったところが大体考えられておるのか、その辺についてひとつお聞かせいただきたいと思います。

○山村政府委員 広域処理場の設置を非常に強く要請しておりますような圏域をいたしまして、現在のところ、大阪湾圏域と東京湾圏域でございます。

大阪湾圏域につきましては、この法律が施行されました後、できるだけ速やかに対象区域の指定を行いたいと思っております。また、東京湾につきましては、関係地方公共団体の合意が得られ次第、区域指定を行う必要があるというふうに考えております。

なお、厚生省といたしましては、中部圏につきましても広域処理が必要であるかどうかという必要性調査と申しますか、そういうことを現在やっております。その成果を見まして、指定について検討したいというふうに考えております。

○小淵(正)委員 大阪湾、東京湾並びに中部地域ということ、これは大体常識的にもそういう広域地域ということになる、そういうことが考えられます。先ほどもお話がありました、関係自治体との間で十分の理解を得ながらということになると思えますが、どうなんですか、われわれ素人から考えてみまして、確かに理念の面ではこういう広域地域の臨海的な一つの処理の方向を考えるとこれは当然だと思いますが、その地域、その

中心となるべき地方自治体の中には、自分の地方自治体以外のところのそういういろいろな廃棄物までを自分のところの交通公害その他、交通公害と言つては悪いですが、運搬その他の関係で、そういう意味においてかなり環境的にはいろいろ影響を与えると思いますが、そういう環境に悪影響を若干与えるようなそういう中で、広域だということ受けて持たなければいかぬ、そういうことに付いて、関係地方自治体の了解が十分得られるという確信がおりるか、その点いかがですか。

○山村政府委員 地元の港湾区域との調整の問題でございます。――そうしますと、広域処分を必要としたしております地方公共団体の数、まあ、百を超え、場合によっては二百に近くなるような数になろうかと思えます。それと、運輸省の方で指定されます港湾区域の港湾管理者との話し合いの上で固めていくわけであります。その間につきましては地方公共団体が多府県にまたがる問題でもありますので、私どもができるだけ調整に入りたいというふうに考えております。

○小淵(正)委員 調整することは、仕事ですからそれは当然ですが、そういう港湾管理者といいますが、そういうところが、先ほど言うように、よその、よそと言つては悪いけれども、自分のところ以外のところの分まで引き受けてやらなければいかぬというふうな意味で、運搬その他の中でかなり環境にいろいろな影響を与えると思えます。

そういうことを考えますならば、俗に言う一種の迷惑的なものの何らかの形の負担をというのか、このセンターの活用といいますが、利用されるような地方自治体はそういうものを十分考えて、地元の受け入れの自治体に何らかの形でそういうものを還元するようなことを何か考えないことには、今日までの状況から言つて、果たしてスムーズに、素直にこの構想が実現するのだろうか、実はこういうような懸念を持たざるを得ないので

すが、その点は関係省庁としていかがですか。

○吉村(眞)政府委員 この法案を作成いたしますまでの段階で、港湾管理者あるいは地方公共団体という協力を求めています。先生御指摘のように、やはりこの廃棄物を受け入れることによるマイナスももちろん考えられるわけでございますけれども、マイナスを上回るプラスがあるというふうな各港湾管理者を判断しておられるわけでございまして、現在の時点では、何らかのそういった迷惑料等がなければ引き受けられないという御意見は全然出ておりません。港湾管理者もこの構想には賛成をいただいておりますと理解をいたしております。

○小淵(正)委員 いまのお話を聞きまして、われわれのそういう心配が単なる杞憂であるというように感じるわけでありまして。そういうことをより期待するわけであります。

では、具体的に少しお聞きいたします。こういう整備センターの規模、そういうものによっていろいろ変わってくると思いますが、今回の整備センターの中では大体どの程度の規模、陣容の中で仕事をやっていこうと思われているのか。たとえば職員は大体どの程度の規模の中での業務をやろうとおられるのか。それは写真真が具体的にびしやりない段階では、いろいろなそういった計画の仕方がまた変わってくると思えますが、現在一応考えられている点では大体どの程度の職員の規模でこのセンターをスタートされようとしておられるのか、そこあたりの内容について何か固まったものがあればお示しいただきたいと思えます。

○吉村(眞)政府委員 現在の段階で固まったものはございませんけれども、先ほど先生から御指摘ありましたように、センターの規模、組織の規模、役員等はその行う業務量が確定してこない最終的には決まらない、そして出資をしないといった地方公共団体や港湾管理者の総意によって決定されるものでございますので、現段階ではまだ確定したものはございませんが、当初の一年度ある

は二年度ぐらゐについて考えますと、大阪湾圏域で設立されますものは、一年、二年は業務の内容が調査が主体でございます。その調査が主体の業務の間は、恐らく二十名か三十名ぐらゐの規模でやれるのではないかと、うふうに考えております。その後、建設の事業あるいは廃棄物を受け入れて処理をする事業、そういうものが最盛期に入つてまいりますと、それに応じて職員の数、組織の規模はだんだん大きくしていかなければならないというふうに考えておりますが、その規模につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり実際の状況がはつきり写真で出てまいりませんと、なかなかはっきり確定はしかねるという感じでございます。

○小淵(正)委員 それはわかりますが、今回の構想でいきますならば、当然、私は、たとえば大阪圏域の中では何カ所こういう形の中でやるか、もし一カ所であれば、少なくともその背後にある地方自治体のそういった廃棄物を何年ぐらゐは処理可能だということでの一つの推定といえますか、そういうものを立てた中で一つの計画ができればならぬと思ひます。

だから、そういう意味で、これで事業をやるからには、地域をどの程度区切るかによりますけれども、少なくとも十年間は十分受け持ち得る、可能だというような、何かそういうめどを持ちながら、それだったら大阪地域においては何カ所ぐらゐか、東京圏域においては何カ所ぐらゐか、そういうものが具体的になければ、私はただアイデアだけの仕事であつてはいかぬと思うのですが、そういう点では、面積といひますか、そういった面で考えた場合に、一カ所であればどれぐらゐの規模の面積を大体考えているとか、二カ所であればどのぐらゐの規模を考え、少なくとも十年ないしは十五年間は大丈夫だということで、地域における廃棄物のこれから発生するであろうそういうものの都市ごとの推定をしながら大体一つの計画ができ上ると思ひますが、そういったものについて何か大まかな基本的なものがあつかう

か、その点をお尋ねいたします。

○吉村(眞)政府委員 冒頭にごみの量について御説明申し上げましたように、大阪湾圏域について私どもがこれまで調査をいたしました結果によりますと、昭和六十年以降は十年ぐらゐの間に、この広域廃棄物処理場に受け入れなければならぬといふ量の量が約一億四千万立方メートルぐらゐあるといふふうに想定をいたしております。もちろん、この数字は、今後の廃棄物の事前処理でございまして、かあるいはリサイクルとか、そういったものがさらに現在よりも進んでまいれば恐らくそれよりは減る方向にいくのだからと思ひますが、現在の時点で想定されるのはその程度でございまして、この廃棄物を現在これまた調査をいたしております処理場をつくる可能性のある海域に当てはめてみますと、大体八百ヘクタールぐらゐの面積の処理場にならうかというふうにお考へしておるわけでございます。

でございますので、その八百ヘクタールの処理場を一カ所にまとめてつくるのか、あるいは二カ所に分けた方がいのかという問題は、今後センターができてからいろいろ実態に合わせて御計画になると思ひますけれども、全部合わせた規模としては八百ヘクタール程度が要るのではないかと、現在の私どもが調査をいたしました結果でございます。

○小淵(正)委員 これは港湾埋め立ての關係になつてくるわけでありますので後からの意見になります、いま八百ヘクタールぐらゐの面積が必要であるといふことであります。こういうことはやはりそれぞれの港湾の地域の關係要素にもよりましようが、そう何回も何回もこれを積み重ねていくといふことであつてはいかぬのではないかと、う氣がするわけでありますが、この点はまた後の問題のときにお尋ねいたします。

今日までこういった廃棄物の処理によつて港湾埋め立てをやつた実績といひますか、そういうものは大体どの程度あるのか。たとえば各大阪圏、東京圏、中部圏、そういったところで実績として

上がつておれば、そういったものが何カ所ぐらゐで大体面積的にどれだけのものか、護岸として見た場合にはどの程度のものか、そういったものとあわせて、その後の跡地の利用状況といひますか、そういうもの等が現実的にもうはつきり利用されておるところか、まだ現在進行中なのか、いろいろあるかと思ひますが、そういう実績、そういうものとあわせて、それに要した事業費は大体どの程度が今日まで要つたのか、一連のそういう關係のものについての内容をひとつお知らせいただきたい、こう思ひます。

○吉村(眞)政府委員 お答え申し上げます。

東京湾と大阪湾を御説明申し上げますが、東京湾におきましては、東京港において三カ所、廃棄物埋立護岸及び廃棄物埋立護岸としてではなくて、廃棄物を受け入れておる埋立地がございまして、それから、川崎港で一カ所ございまして、横浜港においても三カ所ございまして、それから、千葉港においても一カ所ございまして、東京湾といたしましては四港で八カ所の場所、廃棄物埋立護岸の整備及び廃棄物受け入れの埋立地の整備が進められておりますが、これらの埋立地の護岸の総延長を申し上げますと、二万六千メートルになつております。そして、埋立面積の総計は約千ヘクタールに及んでおります、五十五年度末までの事業費の投入高は千六百八十三億円になつております。

それから次に、大阪湾についてでございますが、大阪湾におきましては、大阪港に二カ所、それから堺泉北港において一カ所、尼崎西宮芦屋港におきまして一カ所、合計いたしました三港で四カ所でございますが、廃棄物埋立護岸等の整備が進められてきております。これらの護岸の延長を総計いたしますと約二万二千メートルになつております。埋立面積は約八百ヘクタール程度でございます、五十五年度末までに七百三億円の事業費を投入いたしております。

それで、これらの廃棄物埋立護岸等は、現在施設を整備中あるいは施設の整備が終わつて廃棄物の受け入れを行つておる段階でございまして、こ

れが完成して土地利用がなされるという状態に至つたものはまだございません。しかし、今後埋立処分後の各地区の土地利用をどういうふうにする計画かと申し上げますと、埠頭用地等の港湾関連用地や緑地とか都市機能用地等の用途に使うことが計画されておるわけでございます。

○小淵(正)委員 その場合、みんなこれは少なくともそれぞれの關係で厄介な漁業補償との關係の中でそういう問題を処理して現在までこれが行われてきたと思ひますが、大体そういった漁業補償に要した金などの程度か、その詳細は要りませんから。東京湾で事業をやるのに大体千六百八十三億要したわけですね。そして、約一千ヘクタールの土地が造成されたことになるわけでありまして、そういうこととをうらはらに關係になるわけでありまして、そういうことから、実際にそういった漁業關係の補償に要した費用が一体大阪、東京のいまの例示でいくとどの程度見込まれるのか、できれば参考までにお知らせいただきたいと思ひます。

○吉村(眞)政府委員 漁業補償の実態でございまして、漁業補償は、それぞれ關係の港湾管理者とその場所の当該漁業協同組合との間で交渉をして決められるわけでございます。

それで、補償の金額につきましては、処分場の全体の規模の問題あるいはその海域の漁業環境と申しますか、漁場の価値の問題、そういうものが違いますと全然異なつてまいりまして、非常にばらつきが大きいわけでございます。それからまた、ほかのプロジェクトと一緒に補償をするというような例もたくさんございまして、そういうことから、漁業補償が一般的にどれぐらゐといふことは、ちよつとなかなか申し上げられないかと思ひます。

しかし、たとえば過去の、大阪湾地域におきまして、先ほど申し上げました廃棄物埋立護岸等をやつておりますが、その場合の例を申し上げますと、事業費の〇・三%ぐらゐのところから三%以上ぐらゐのところまで、かなり、十倍程度の開き

のある補償額になつておるようでございます。

ですから、現在私どもが考えております広域処理場につきましては、位置とか規模等が最終的に決まつておりませんので、どれぐらいの補償費を見込むべきかという点は、ちよつとまだいまの段階でははっきり申し上げることができないと思つております。

○小測(正)委員 私に懸念するのは、こういったいろいろな国家的な一つの政策の中で逐次事業をやるうとした場合、必ずこういった問題に行き当たつて、それで計画を変更せざるを得なかつたり、予定よりかなりおくれたり、中止したりと、いろいろこれは内容によつて違いますけれども、そういうのが最近是非常に多いわけでありまして、したがひまして、いまの大阪湾の場合には、われわれが推定してみましても、大体あそこあたりの現在これから計画されようという水域を見ましても、そう大きな漁業権の問題はないんじゃないかという気もしますけれども、いづれにいたしましても、こういった漁業権補償をどうするかというものが、この計画推進の中で大きなウェートになるんじゃないかと思うわけです。

そういう点で、先ほどから一応過去の実績がどの程度だったのかということをお尋ねしたわけでありまして、そういう点では、これからのこの計画を推進するに当たりまして、この点が一つの障害というふうにはならないかどうか、その点は関係当局は過去のそういう実績、実態、現状を見てどのような判断をなされておるのか、そこらあたりの御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○吉村(眞)政府委員 五十六年度にセンターの設立を予定しております大阪湾の圏域におきましては、地元の関係の地方公共団体あるいは港湾管理者がたぐさんございます。二府四県、五十六市二十九町一村、こういう関係の地方公共団体が、促進協議会というものを五十五年十一月に設置をされたわけでございますが、この促進協議会が設置されて以来、広域処理場の整備の必要性につきまして、関係諸方面へ協議会として積極的に働きか

けを行つていただいております。その関係諸方面へ働きかけをしていただいている中に、漁業関係の諸団体も入つておりまして、すでに昨年の十一月の段階から、この必要性については漁業関係者の御理解を得るように、地元の関係地方公共団体からその説明あるいは了解をいただく努力が続けられております。

それで、広域処理場の建設自身は、もう当然のことでございますが、関係漁業者の了解を得た上で行われるべきものでございますので、この計画が進捗してまいりますその各段階に應じまして、それその段階で関係のある漁業関係者にあらかじめ説明をして理解を図る、そして調整がその段階ごとになされつつ、最終的には漁業補償というような形で調整が図られるというような努力を積み重ねていく必要があるかと思つておりまして、その辺の事情については、地元の公共団体の皆様方、もうよく御承知のところでありまして、われわれからもその点は十分に御指導申し上げてまいりたいと思つております。

○小測(正)委員 次に、一番この関係の人たちが懸念されるのは、この海域といふことも、埋め立てた海域の二次汚染というものをどなたも一番懸念され、心配されているのではないかと思ふわけでありまして。要するに、護岸工事をやられて、産業廃棄物を含めてこういう廃棄物を一切埋めていくわけでありまして、そういう点で二次汚染というものが果たして絶無なのかどうかということが私は一番心配されることだと思ひます。

そういう意味で、護岸工事が、今日のわが国の土木技術からいけばもう心配ないかもわかりませんが、大抵技術的にそういう海洋二次汚染だけは大丈夫、そういうことは心配はない、こういう絶対的といふことも、そういう面では技術的に可能なのかどうか、そこらあたりに対処しては、大丈夫、心配ないということで太鼓判を打つていけるのかどうか、そういう点について、何か見解がございすれば伺いたい、あ

わせて、そういうものに対する対策、どのようにしてそういうことが発生しないようにやるという具体的な何か二次汚染防止のための対策をお持ちなのかどうか、そこら辺について状況をお知らせいただきたいと思います。

○吉村(眞)政府委員 廃棄物埋立護岸の構造は、内部に入りますものが廃棄物でございますので、埋立地からの汚水の漏出を防止する構造とするようにいたしております。そして、かつその管理を適切に行うことによりまして、周辺水域の汚染を防止することにしております。

そういったことが技術的に可能であるかという点でございますが、構造を漏出防止の構造とすることは現在の技術で十分可能でございます。中に入るものに應じてその漏出防止の程度を高める、非常に悪いものに對しては漏れにくいものにするといったような対応も十分に現在の技術段階でございまして、技術的には御指摘の点は十分対応できるというふうに考えております。

なお、今回計画をいたしておりますこの廃棄物処理場には、原則として有害物質は受け入れをしないというのを考えております。

○小測(正)委員 技術的にはそういう護岸工事は今日のわが国の土木技術からいって大体可能だろうと思ふのでありますが、いま言われました産業廃棄物はそれそれ自前の中で処理することになつておるわけでございますが、そういう意味で有害物質は対象から外すということですが、はつきり物質は対象から外すというのですが、はつきりついてはそれなりの規制があつてきちつとできると思ひますが、複合的といふことも、そのもの一つだけでは有害廃棄物でないけれども、何となくに全体、何といふか、最近は大規模冷蔵庫、テレビその他、ああいった大型耐久消費財の大型ごみといふもの、こういうものがどんどん排出されて、そういうものが一般廃棄物の中で処理されていくわけでありまして、そういう中において、何かそういう総合的な中で、結果的には有害廃棄物が入つておることになりかねない

ようなものが、私はいまの廃棄物の中にあるんじゃないかと思ひますが、そういう意味で、そこらあたりに對する懸念はないかどうか。あわせて、有害廃棄物は対象から外すしなごらも、そこらあたりのチェックはどういう機能を持たせてやろうとされておるのか。これはまだまだいまの段階ではセンター設立の青写真がないのでむづかしいかもしれませんが、少なくとも考え方は、そういうチェックをする機能というのははつきりさせておかねばいかぬと私は思ひますが、そこらあたりのお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

○山村政府委員 前後しますが、センターの広域処分場でのチェック体制につきましては、まず搬入申請の時点におきまして、廃棄物の処理を委託する者とセンターが一定の期間受け入れ契約を締結するわけでございます。その際、センターは廃棄物の性状あるいは排出状況など、どういう物が入るか、あるいはその廃棄物がどういう生産工程あるいは原料から出たものであるかとか、そういうチェックをした書類を出さずしてまず排出源をチェックいたします。また、必要に応じて産業廃棄物の指導監督に当たつております都道府県の意見も聞いて万全を期すということが第一段階でございます。

第二段階は、搬入ゲートにおけるチェックでございます。搬入ゲートにおきましてチェックカードのようなものをもつて、搬入された廃棄物が同廃棄物であるかどうかをチェックし、その段階では外観検査あるいは必要に応じて抜き取り検査等によつて成分のチェックをするということでございます。なお、適宜水質等の環境モニタリングを行うこともアフターケアとして必要であらうかというふうな考えをおるわけでございます。

しかしながら、冒頭御疑問をいただきました有害廃棄物が紛れ込んでくるのではなからうかという御指摘でございますが、私どももいたしましては、何よりもその混入を未然に防止する施策を強化する必要があるというふうな考えをしております。

有害産業廃棄物につきましては、事業者はその処理の業務を適正に行わせるために産業廃棄物処理責任者という者を置いて責任を明確にし、また、その処理を他人に委託しようとする場合には、有害な産業廃棄物である旨及びどれくらいの量あるいはどのような性格のものであるかというようなことを記載した文書を受託者に交付し、それを携行せしめるというようなこととか、不法投棄した場合には厳しい罰則があるとか等によって一般のものよりも厳しい規制を行っているとどこでございまして、この法の運営の徹底を図ることが何よりも重要であるというふうに考えております。

現状必ずしも満足すべき状況ではないことから不安が持たれるわけですが、全国的な課題として事業者あるいは産業廃棄物処理業者の自覚を促すとともに、都道府県の指導監督のもとに適正な処理を行うよう厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

○小渕(正)委員 次に、先ほどちょっと触れたんですが、広域廃棄物処理という形で、直接の当事者であるその地方自治体は別として、非常に内陸部ですか、そういった地方自治体の廃棄物まで全部そこまで、海岸線まで持ってくるわけですから、そういう意味で輸送コストや何かかなりコスト高になると思うんですが、そういうものの負担というものはどちらが負担するのか。受益者負担という形の中で、利用する人たちが負担すべきである、そういうことになりまして、利用する地方自治体が負担していくのか。地方自治体が負担するということはその住民が負担するということにもなるわけですが、いままでと違ってそういう意味で割が高負担がこれは絶対発生してくると思うわけでありまして。そこらあたりについての費用負担のお考えはどのようにお持ちなのか、その点をお尋ねいたします。

○山村政府委員 広域処分に関します費用負担の問題でございまして、搬入施設から船で広域処分場まで持つていくといういわゆるセンターの業務につきましては、原価に照らして一律的に決めた

ということふうに考えておられて、御指摘のそこまで持つてくる輸送費につきましては、それぞれの地方公共団体あるいは事業者が負担すべきであるというふうに考えております。

○小渕(正)委員 次に、これは将来的なものでありますけれども、実際のところから港湾整備計画がまた次々スタートしたわけでありまして、そういうそれぞれの港湾整備計画とこの廃棄物処理センターの設置に伴うそういった港湾施設との関係はどういう兼ね合いの中で作業が進められるのか、そこらあたりの関連についてちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○吉村(眞)政府委員 処分場の埋め立ての計画につきましては、センターの基本計画でまず定め、さらに、その実施を実施計画で定めていくということになるわけですが、この基本計画をセンターがつくり出す際には港湾管理者に協議をすることになっております。そういうことを通じて港湾管理者の意向が十分にセンターの計画に反映されるというふうになるかと思うわけですが、さらに、この基本計画がで上がりますと運輸大臣及び厚生大臣の認可を受けることになっておりますが、運輸大臣がこれを認可する際には、港湾審議会という港湾の計画を審議する審議会を運輸省に置いておられますが、この審議会の議を経ることになっております。この審議会の場で港湾関係の学識経験者の意向を十分に伺って、その御意向に従って認可をするという形で、また港湾の利用計画とこの整合性を図っていくというふうに考えております。

それともう一つ、港湾の場合は、港湾計画を決めます場合に、地方の港湾ごとに地方港湾審議会という制度がございまして、港湾管理者が港湾の計画を決め、運輸大臣に提出する前に地方港湾審議会が御審議をいただくという制度になっておりますが、この地方港湾審議会にも港湾管理者が相談を受けた場合にはお諮りをして、地方港湾審議会の御意見を伺った上でその港湾管理者の意向をセンターの基本計画に反映させるというふうなこ

とが望ましいと思っております。この点につきましては港湾管理者にそのような指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○小渕(正)委員 これもまた将来的なことになると思いますが、この整備センターをつくって、今度そういうことで工事を進めていくわけでありまして、その結果、跡地利用といいますか、住宅や公園、その他いろいろの利用計画が出てくると思えます。そういうものは、整備センターの中の基本計画として将来的につくられるのではないかと考えますが、そういう場合に、地方自治体の都市計画というものがそれぞれあると思いますが、それとの兼ね合いといえますか、その関係はどのような形でつながっていくのだろうかということ、これはまだまだ先の話になりますが、一応そこらあたりについての考えがあればお尋ねしたいと思っております。

○吉村(眞)政府委員 基本計画をセンターが作成をいたしますに当たっては、先ほど申し上げましたのは港湾管理者でございしますが、そのほかに都府県に協議をいたすことになっております。この都府県は都市計画を作成する主体でございまして、都府県がこの協議に応じてセンターの基本計画の策定に参画をされる際には、都市計画との関連を十分に考慮して参加をしていただけたらというふうに考えておられて、この形で都市計画と基本計画との間の整合性がとれるというふうに考えております。

○小渕(正)委員 次に、これは環境関係でちょっとお尋ねしますが、特に環境保全に関する中で、二十条一項六号の中の「整備に伴う環境保全上の措置」は、具体的にどのようなものと考えているのか。予想される潮流の変化、海域の汚濁、こういったものは基本計画の中でどのように繰り入れられていくのかどうかということが一つ。

それから、二十条二項の五号に「周辺地域における生活環境」という形で一つたつてあるわけでありまして、この生活環境ということでは一番影響を与えるのは、やはり先ほども触れましたよう

な廃棄物運搬といえますか、そういう意味での交通公害だと思えます。これらについての配慮というものが、これはなかなかむずかしい問題だと思うが、何か言葉としてだけじゃなしに、具体的に何かそういうものについての考え方があるのかどうか、その点が二つ目です。

それから三つ目に、センター建設時には環境への配慮ということが必ずいろいろ出てくるわけでありまして、二十条四項の中の「関係行政機関の長」ということがうたつてあるわけでありまして、この長というのは、環境庁長官が常にこういった関係の中にあるというふうに考えていいのかわるか。この長というのはそういう意味なのかどうか、この三つについて、環境関係についてお尋ねいたします。

○吉村(眞)政府委員 お答え申し上げます。最初の二十条一項の六号、「環境保全上の措置」の内容についての御質問についてお答えを申し上げます。

「環境保全上の措置」と申しますのは、これは環境を良好な状態に維持するためのものもろもろの措置のことでございますが、具体的には潮流、水質、底質、生物相、大気質等に関します調査をまず行いまして、それにそれぞれのいま申し上げましたような要素に関してこの事業を行いますことによる環境変化の予測をし、そして、その影響予測の結果に基づいて生活環境及び海洋環境に十分に配慮する、こういうことを具体的に考えておるわけでございます。当然その生活環境に影響を及ぼす程度の影響が、さつき申し上げましたようないろいろな自然的な要素に起こりますような場合には、この影響をできるだけ軽減にするにはどういう対策をとればよいか、そういった対策を樹立して、その対策を実施するというところまでこのところで定めることになろうかと考えております。

それからもう一つ、二十条の四項の「関係行政機関」の中には環境庁がどういうふうな考え方で入っておるかという御質問かと存じましたが、この事業は環境に与える影響について非常に重要

な関係を持つ事業であるというふうに考えておりますので、関係行政機関といたしましては、環境庁に御相談をするという必要があるかと思っております。広域処理場の整備と申しますのは、大都市圏において廃棄物を広域的に処理するとともに、当該廃棄物を埋立用材として土地を埋めるわけでございます。そして、その処理が環境の保全でありますとか国土の適正な用途に十分に寄与するということが必要な事業でございますので、それに関連する省庁に協議する中で、特に重要な環境問題については環境庁に十分御相談をするというふうに考えておるわけでございます。

○小渕(正)委員 最後に、私これをもらったのですけれども、これは自治労が出している清掃行政の拡充強化という立場で、しかし結果的には今回の法案に賛成できぬということを書いているのです。私はこれを読ましていただいたのですが、ちよつとよく理解しにくいわけですが、要するに、ここに反対の理由に挙げられておる中に、一つこんなことがあるのです。「このセンター法案には賛成できません。中央省庁の権限争いや民間業者の利権を排し真に廃棄物の最終処分場を確保するため国民の世論を問ひ国会での法案の見送りを要請します。」こういうふうに書いてあるのです。問題は、中央省庁の権限争いというのは一体どういうものを指すのか、私なりに考えてみたのですけれども、厚生省と環境庁と運輸省とが、何か権限争いをやるのかなということとちよつと考えてみたのですけれども、余り私にはぴんとこなかったわけでありまして、それから、民間業者の利権というふうなものがあるのかなということも考えてみましたけれども、これもなかなか、土木関係の事業のことについて何か言われているのかどうか、私にはつきり理解できなかったわけでありまして、こういう中央省庁の権限争いというのは、具体的に、関係者の皆さんにこういうものはないかということか聞いても、私たちの方でははつきりわかりませんと言われるかもしれませんが、大体中央省庁が権限争いをすると

のは、この法案に関係する場合、大体どういうものがあるのか、強いて考えてみればということと結構ですから、何かそういうものでありまして、ひとつ、思い当たることがあればなおですが、なかったにしても、そういうことがないようにしなければいかぬために、何かあれば、そういうものでお尋ねしたいと思ひます。

○吉村(興)政府委員 お答え申し上げます。権限争いと申しますようなことは、この問題に關してはございません。法案を作成いたします段階で、この問題に關与をされる省庁というのはたくさんございまして、法律の主管省としてこの法律にかかわっておりますのは厚生省及び運輸省でございますが、先ほど御説明を申し上げました環境庁にいたしましても、その他のいろいろな省庁がそれぞれの行政の権限の中で関係を持っております。そういう各省庁がやっております行政とこの業務というのが十分にマッチをして、そこすることなく運ばれるということが大変必要でございますので、法律作成の段階ではそれらの省庁と十分に御協議を申し上げました。その間に権限の争いというようなものは全然ございませんで、それぞれの省庁がお持ちの権限を十分に行使していただいて、それでこの事業をスムーズに進めていくための方策については各省庁と十分御協議を申し上げる次第でございます。

○小渕(正)委員 特にこれは清掃行政の確立という立場から反対ということになっておるようでありまして、けれども、要するに地方自治ということと、自治省と、何か厚生省が運輸省との兼ね合いで何かあるのじゃないかなという素人なりの推測ができるわけですが、そういう意味で、何かそういう権限の争いじゃないでしようけれども、少なくともせつかつこの新しい近代社会の中における必要欠くべからざる廃棄物処理の行政の中で、中央省庁がそれぞれのセクシヨナリズムに陥つて権限争いをしておつてはどうにもならぬことでありますから、そういう点ではこういう批判が一部あるということは、事実かどうか

ませんが、そういうことがないようにひとつこれらの行政をやつていただきたいと思ひます。そういう意味で、ひとつ最後に運輸大臣の方から、そういったことは、批判を受けるようなことは絶対させません、しません、そういう何か御決意であればお尋ねして、私の質問をこれで終わりたいと思ひます。

○塩川国務大臣 権限争いといふ言われておりますが、先ほど局長が言つておりましたように、それは絶対ございません。また、これは新しいシステムで、いわば複合行政を処理する一つの形態として、新しい形で生まれてまいりました。そこで、これは行政の一つの大きい転換にもなると思ひます。

自治省の方で言つておりますのは、地方自治体は、一般ごみの処理といふのはいわば地方行政にとりましての固有事務でございますが、その事務の關係があるから、でき得れば自治省の方でもいろいろと意見を言いたいということであつたと思ひます。しかし、それは運営の面で、われわれは自治省の意見も十分に聞いてまいりますから、これは権限ということじゃなくて、意見を言うことをやはり取り上げていけ、こういうことでございまして、誤解のないようにひとつお願いしたいと思ひます。

この事業は、先ほど申しましたように、新しい行政のスタイルでございますから、今後慎重にわれわれも対処していかなければならぬと思ひますし、その際にはやはり農林省なり環境庁、そういうようないろいろな關係がございまして、十分に連絡をとりながら、運輸、厚生両省で責任を持つてこのごみの処理を図つていきたいと思ひます。

それと、何かその行政事務に割り込んでいて、それがために現に従事しておる人に影響を与えるのではないかとこのことをよく言われるのですが、これはとんでもない考えでございまして、いま市町村等の一般ごみ、あるいは県の産業廃棄物、これなんか処理に困つておるのです。その処

理に困つておることを捨てる場をつくつてあげましようということでございますから、私としたらこんな結構な話はないのじゃないか。何も行政に介入するとか、そんなことでは全然ございませんで、御心配ないようにお考へいただきたいと思ひます。

○小渕(正)委員 では、これで終わります。

○小此木委員長 小林恒人君。

○小林(恒)委員 処理センターの設置の基本的な考え方の中には、ただいま大臣の決意表明の中にも明確にされておりますけれども、廃棄物の処理施設をつくるという、それも適切な処理の促進ということを主軸としながら、加えて港灣の秩序ある発展ということが目標とされていることについては、今日までの議論の中でも一定の明確度を増してきたのだと思つてゐるのです。

ただ私は、四月の十日の本委員会の中で幾つかの点を御質問もし、あわせてこのセンター法そのものに遺漏なきを期するといふ意味では、すでに關係省庁との間に取り結びをされている、六省庁といわれております覚書の本委員会への提出を求めた経緯がありますけれども、現在段階まで私の手元に届いておらないという理由を明確にしたいと思ひます。

○吉村(興)政府委員 關係省庁との覚書でございますので、相手方の省庁とこの提出につきましていろいろと御相談をしなければなりませんで、現在まだその相談がおくれておりまして、本日御提出申し上げる運びになりませんでしたことをおわび申し上げます。

○福岡委員 ただいま問題になつております資料の關係ですが、十日の委員会で小林君から資料提出について委員長に要望したわけでありまして。委員長は、理事会で相談をしたという話でございまして。ところが、きのうでしかかけでしか、委員部の方から、要求者の小林恒人君の方と運輸省の方の話し合いで了解がついたから、これはひとつ理事会の議題にせぬでもよろしいですか、こういう話があつたわけですか。それならば結構でし

ようという返事をおつたのですが、ここへ来て小林君に聞いてみますと、そういう話は一切しておらぬ、こういうわけでありませう。依然として資料が欲しいという要求をしている。それから、役所の方へ聞きますと、どうも勘違いであつたやうで、小林さんが了解されたと思つておりましたので、委員部の方へそういう連絡をいたしました。そこで、どうも行き違いがあつたやうであります。結論として、小林君が要求しておる資料が出てないということなであります。

そこで、時間をとつて悪いようですが、いま局長からちよつとお話がありましたけれども、十日の委員会の経過もあるわけですから、ここでちよつと理事会を開いていただきまして取り扱いについて相談をしていただきたいと思ひます。

○小此木委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小此木委員長 速記を始めて。

では、小林委員に申し上げます。

事柄を正確に把握しなかつたことはまことに遺憾に存じます。小林委員の申し出に關しましては、明日の理事会におきまして入念に協議いたします。

質問をお続けください。

○小林(恒)委員 それでは、明日の理事会以降に保留をいたします。

○小此木委員長 関晴正君。

○関委員 私は、十日にもいろいろ御質問を申し上げたのですが、十日にもやはりこの法案の内容に入つて質問するというわけにはなかなかいかなかつたわけですね。きょう一時間と思ひましたが、同志と分けまして三十分ずつということにしたのですが、実は小林さんと共同作業をしておつたものですから、要求しておつた資料が当然に土曜日の日には参りまして、日曜日には十分それがこなされて、そして、きょうにはそのこなれた上での質問をしよう、こうなつていたわけでありませう。ところが、どういふわけか、どこに陰謀があつて

その資料を提出されなかつたのか、本当に残念です。初めからこんなことでいくと、本当に行き先が案ぜられるというのがこの法案のことになるのじゃないだろうかと思ひます。

そこで、与えられている時間に限つて私の方から續けて質問をしたい、こう思ひます。

第一は、このフェニックス計画法案と言われるこの法案、これが本当にごみ対策の法案であるのか、港灣対策の法案であるのかということでは運輸大臣に尋ねました際に、運輸大臣は、とにかくごみのために港灣が考えなければならぬのだというやうなお答えでございました。私は厚生省の方にたゞしめすというところ、これは本格的なごみ処理の問題で考えてきたものである、こう言われまして。しかし、実際に処理される内容を見ますと、一般家庭から出るごみの処理量というものはわずかに一〇％前後、そして産業廃棄物なるものも二五％前後、あと残りはすべて建設業者の建設残土、そうして港灣しゅんせつ土砂ということに分けられてゐるわけですね。そういう点を見ますと、港灣が求めて島をつくるというところに本旨があるやうな気がしてなりません。厚生省で求めているやうな処理方式というものでいきますと、港灣の願うところの埋め立ての完成というものと合わないことになつてくるだらう、こう思ひます。

そこで私は、本質的にごみというものはいかに処理されるべきものであるのか、この観点を抜きにしてこの法案の審議というものはむづかしいものだ、こう思つております。そういう意味では、どうしてこの運輸委員会にごみ法案が来たのか、実は私は疑問を持つてゐるわけですね。この法案は、ごみの問題を徹底して究明するところの所管の委員会において審議すべきものであつたのだ、こう私は思ひます。しかし、いまわれわれの方に來てしまつて、それを片づけることもないで、どうのこうのと言ふわけにもまたないかないでしょうか、やがて参議院に渡るときは、参議院では社労のあたりで十分に吟味してもらつた方がよいであらう。この方が求めている政府にしてみても

い結果が得られるのじゃないだらうか、こうも思ひますので、私はそうあるべきじゃないか、こう考えております。

そこで、私は港灣の担当の者に聞くよりはごみの担当の方に先に聞きたいと思ひます。

今日、ごみを処理するに当たつて、せつかつくられた昭和四十五年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の問題、ここにうたわれてゐるものは、事業者の排出責任者というものは処理の責任もあるのだというあのPPP原則なるものです。このPPP原則なるものが法律にあるけれども、実質的にはこれがどの程度行われておりますか、この点についてお答えいただきます。

○山村政府委員 御指摘のPPPの原則と実態でございませうが、廃棄物処理法では「事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」さらに「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」この二点が規定してございませう。ここで予定いたしておりますのは、事業者がみづから手を下してやらなければならないという意味ではございませう、たとえば公共関係による処理でありますとか、処理業者に委託しての処理とかいうやうな別のルートが開かれてゐるわけでありませう。つまり、みづから直接に処理を行うことを求めているわけではございませう。したがいまして、委託する場合も、委託基準に従つてきちり処理される体系であれば、事業者の責任を果たしておるというふうに理解をしております。

この法案におきまして、事業者はセクターに産業廃棄物の処理を委託する、いわゆる委託業者の關係になつてまいりますが、その処理に要する費用を利用料金あるいは捨て込み料金あるいは予納金という形で負担するという形でPPPの原則を果たしておるという姿でございませう。

なお、実態と御指摘ございませうのは恐らく別の意味であらうかと思ひますが、昨今、電気製品やPCB部品が適正に処理されずに一般の埋立処分に入つておるといふ実態指摘がございまして、

これについてはまことに残念に思つておりますが、従来の体系でPCBに關して申し上げますと、PCB部品は、市町村が収集し、あるいは電気メーカが収集したものにつきまして、あらかじめそのPCB部品を除去して、除去したものについて埋め立てができる、PCB部品は埋め立てができないというたてまえになつております。したがいまして、現在の実態、先ほど問題となつておりますPCB部品が処分場に入つたという点につきましては、その定められたことが適正に行われていなかったということございまして、この点につきましては適正に行われるやう、嚴重に指導監督してまいりたいというふうと考えております。

○関委員 私は、産業廃棄物の処理が一般の民間に、とにかく業者に任せられてゐる、それを都道府県が監督しておると言ふけれども、そういうやうな廃棄物がどこにおさまつてゐるのかということについては、厚生省御存じで、ごらんになつたことはあります。

○山村政府委員 PCBの部品その他、PCBそのものの保管につきましては、電気PCB協会その他の業界の団体が保管し、処理をするという、通産省との話し合ひで、そういうふう整理されておりますので、実態は詳細に承知しております。

○関委員 担当の厚生省が、言ふなれば地方自治体を指導し、そうして、ごみの最終処分場、処分地、これを当然把握していなければならぬのに、電気業者、業界に任せてゐる。任せてゐるところまでいいのです。任せられてゐる業者がどのやうにして保管していくか、その姿について管理監督しているのかということなんです。お答えください。

○山村政府委員 PCB問題が起きた四十一年に、PCB問題の關係省庁會議が持たれて、三木環境庁長官時代でございまして、そこで、そういう事業者の指導、保管等につきましては通産省が指導するということになつておりまして、実態は承知しないわけではございませう。

○関委員 担当の省が承知しないということであ

れば、承知している省はどこになるのかわかりませんが、環境庁の方も見えになっていいると思ひますので、もし、そちらで答ええるならばお答えいただきたいと思ひます。

○杉本説明員 PCBの部品の処分の問題につきましては、先ほど厚生省からお話があったと思ひますが、通産省の御指導によりまして電気絶縁物協会が中心となりまして、それを抜き取つて、そして処分をするということになっておりまして、この点につきましては通産省の御指導、そして、その都度通産省の方から環境庁には情報を入れていただくということになっております。

○関委員 それじゃ、通産省の方、お答えできませんか。

○田中説明員 お答え申し上げます。

PCB問題が発生いたしましたから、厚生省と協議をいたしまして、通産、厚生両省の名前によります通産を各自自治体、それから各関係工業団体に発出してございまして、その中では廃家電の処理につきましては、原則として従来どおり地方自治体が行うものとするが、PCBを使用した部品が入っている廃家電については、地方自治体と企業が協力をして事前に抜き取るように、抜き取ったPCB入り部品につきましては、きちんと保管管理する。それから、抜き取った後の家電につきましては、安全に処理できる旨の表示を付してこれを通常のルートに従つて処理する、こういう形で現在までやってきてございます。

○関委員 ちつとも私の聞いておることに答えていないのです。私は、抜き取つてきてそれを保管しているという保管の状況をどのように見ていられますかと聞いています。業者任せでどこに保管されているのかも知らないのですか。そうしてまた、保管の状況と処理の状況についても聞いてあるわけなんです。抜き取りをもつて処理が終わりですか、保管をもつて最終駅ですか、お答えください。

○田中説明員 失礼申し上げました。現在PCBを使用した機器については有効に焼

却処分をする技術が確立しておりません。したがひまして、協会及び業界が総力を結集しまして技術の開発をいま急いでいるところでございます。したがひまして、それができる間はきちんとPCB入りのものであることを表示を付して保管をしておくといいのが現在の体制でございます。

それで、家電、廃家電から抜き取られましたPCB入りの部品につきましては、各地区にございませうメーカーが結成をしております協議会でその倉庫に保管をしておる。それで、一方通産省といひましては、各地区にありまます通産局の職員が随時、現在使つておりますPCB入りの大きなコンデンサーとかトランスなどもチェックするようになってございませうけれども、それとあわせてそういう保管場所の点検、確認、必要な場合には指導を行つていいる、こういうことでございませう。

○関委員 その抜き取つたところのPCBが保管されている姿、どこ倉庫にどれだけあつて、総量でどの程度になっているのか、私はこれを聞いています。そして、それをチェックしているのですかというところもあわせて聞いています。どこそこへやつております、どこそこへやつておりますというところだけではなくて、ちゃんとかように管理しております、してないならば、してございませう、野放し状態です、業者任せですというのなら、それでも結構なんです。どちらか明確に答えてください。

○田中説明員 ここにはちよつと手元にデータを持つてございませうで、正確にはお答えできませんが、決して野放しということではなく、通産局の公害防止担当官及び公益事業部の人間が毎年定期的に立入監査する、こういう体制になってございます。

○関委員 ここには資料がないというなら、早く資料を取り寄せて報告してください。

○田中説明員 至急調査いたしまして、先生のところへお届けいたします。

○関委員 ベントナイトの処理はどのように行われておりますか。

○山村政府委員 ベントナイトにつきましては、廃棄物処理法に規定いたします処分基準に従ひまして、海洋投入処分あるいは埋立処分あるいは水面埋立処分等の基準が決めてられております。実態がどうなつておるか、十分承知いたしません。実態がかなりの量のものが出てまいりますので、産業廃棄物として適正に処理されるよう指導していく必要があるというふうに考えております。

○関委員 大変な話なんです、いまの答弁も適正に処理されるように指導していきたい。私の聞いていいるのは、これがどう処理されていいますかと聞いていいるのです。現実に私は川崎市に行きましたときにも、市でも、この処理に当たつての能力がないと言つていいるのです。方法も知らないと言ふ。そういう技術者もおらない、こういうわけなんです。そういう状態の中にあるのに、厚生省としては、これを指導するといふのはわかりませんが、どう指導していいるのですか。専門家がいない、技術者がいない、処理方法もわからない。それにどう指導できるのですか。指導も何もできないでしよう。野放しということですか、そうでないでしよう。

こんなのに話していても時間がむだですから、結論から言ひますと、PCBといひベントナイトといひ、そういう産業廃棄物における処理といふものが非常に不完全で、きわめて危険で、どなたが見ていいるかといふと、政府役人がこゝで見えていいるという者が一人もいないという状態、全部業者任せ。そういう廃棄物がどんどん海に捨てられるようなことを考えると、これは大変な事態が起きますよ。そんな心配がないとちゃんと答えられればいいけれども、心配だらけでしよう。

そこで、どうせこれに入つたついでですから、私はもう一つお尋ねしたいのですが、これは港湾局長でも運輸大臣でもいいのですが、とにかく海に、港湾区域の中になるのか境界線あたりになるのかわからないけれども島をつくる。その島をつくるために、施工方法はセメントでやるのか、コンクリートでやるのか、あるいは矢板でやるのか、

それぞれあるでしよう。しかし、そういう囲つた廃棄物が外海の方に、海水の方に流れていくといふような心配は絶対にないのだ、こう思つておられますかどうかということ、有光健さんという方の報告によりますと、東京の場合には一メートルにつき〇・一トンずつ流れるであらう、そうすると千五百トン、大阪の場合には一トン汚水が流れる、こう言つていいるのです。この話がうそのなか。あなた方から言へば、一トンどころか一滴も出ない、こういう処理になるんだ、こう考えていいるか、お答えください。

○吉村（寛）政府委員 埋め立ての工法を考えてみますと、いろいろな方法がございませう。遮水性の大きい方法からそれほど大きくない方法に至るまでいろいろな護岸の築造方法があるかと思ひますが、こういった廃棄物を処理いたします護岸の構造としては、遮水性が十分にあつて、中からの浸出液が出ないといふような構造を考える必要があるかと思つております。そして、そういった構造の護岸を使いまして、これの管理を適正にする、つまり非常に有害な物を入れることはしないといふ管理をしておりますれば、浸出液が外へ出て二次汚染を起すようなことは防げると考えております。

それから、東京の護岸の実例として、ある程度の水の出入りがあるという御指摘でございませうが、これは東京の護岸の現在の構造として、その程度の水の出入りはあると考へます。これは中に埋める物と、それから、その外の潮汐の調査の問題でございませうと、そういうことをいろいろ勘案いたしまして、最も適当な護岸の構造を選ぶのがいいのじゃないかと思ひますが、東京港の場合にその程度の水が出ましても、これは海水が入つたり出たりするといふ意味の出入りがあるといふ意味でございまして、それによつて浸出する有害物質が出るという意味ではございませうで、これらの廃棄物護岸の場合は、その廃棄物護岸の外側で常時水質のチェックをいたしておりますが、そのチェックの結果では、有害な浸出物が外に漏れ出

て二次汚染が生じたという例は現在までございません。

以上でございます。

○閣委員 廃棄物の中に汚染物質がなければそういうお話もできるかと思えます。しかし、前段に私が申し上げたように、PCBにしろあるいはベントナイトにしろ、その他の有害廃棄物がどんな流れ込んでいくことは私はある、こう思っているのです。それが絶対ないというならば、これは別です。

なぜそんなことがあるかというと、今度はこれを受け入れて廃棄物を入れる業者の側、自治体の側、自治体の側はそういうことについてはちゃんとチェックするからいいでしょう。しかし、業者の側になると、必ずしもそういうふうなチェックがきちつといくかどうか。一般廃棄物も扱う、産業廃棄物も扱う、あるいは有毒廃棄物も扱う。それらの中で積まれた物が、下の方に有毒な物がある、あるいは不適当な物がある、その上に一般がある、こういうことで積んでくれば、それを一々チェックできるのかというのはこれまでの委員会においても論ぜられました。とにかく一分間に何台来るかわからない。私の計算では、うんと込み合うときには二秒に一台ということにもなっているのではないかと。それほどの配送車がやってくるたびに一々チェックがうまくいくかどうか。これは不可能だ、こう思うのです。

そういうようなことを考えますと、やはり入ってくる必要があることがある場合には、そういうような周りの包み方、囲いの仕方は絶対に流れないようにしなければならぬ。しかし、いま局長が答えたように、流れるであろう。また「世界」の今月号にも有光さんが言っているわけですね。一メートルにつき〇・一トン。こういうことになる、よほど気をつけなければならぬ。そこで、私はあなたの方に聞きました。矢板であれセメントであれ、どのくらいもちますか。コンクリートだから永久不変にもつというならいい。鉄だから永久不変に変わらないというならい

い。しかし、見ても五十年だというんでしょ。では、八千億も金をかけて、矢板にしろセメントにしろ、囲って島をつくってみても、五十年たったらまたかえなければならぬということになる。十年で、とにかくこれはとりあえずだということ。そのあととはまた次々とやっていくだろうというけれども、やがて五十年経た後、また六十年、七十年とぐんぐんそういうものをまたかえていかなければならぬ。かえていつて値打ちがあるかどうかということになると、かえたものには今度ごみを入れるわけでもありませんから、更新にかかる金だけです。

私は、そういうことを考えると、これは大変な法律だな、これは大変な事業だなということに思いが走るわけです。そういう点で、このあり方、やり方、とにかく廃棄物を海に捨てて、そうして進めるんだということから生ずる心配点、あるいは考えられる公害上の問題を環境庁の方からお答えいただければと思います。

○杉本説明員 このフェニックス計画によります廃棄物処分のための埋め立てにつきましては、いま御指摘がありましたように、海洋の環境の保全という点に非常に心配な面がございます。そういうようなことから、この法律の第一条の目的自身にも「環境の保全に留意しつつ」という文言も入っておりますし、また、この内容を見ましても、基本計画の中で、基本計画の項目の中にそういう環境の問題を書き込むことになっております。また、環境保全という観点から、この基本計画の作成が主務大臣の認可ということになっておりますが、この主務大臣の認可に当たりましては関係行政機関の長に協議をする。当然環境庁長官に協議がございますが、その際におきまして環境保全の観点から、環境庁としまして、十分御配慮をいただくように御意見も申し上げるというふうにご検討されている次第でございます。

○閣委員 実は私はきょうは、ごみを処理することについて最も科学的に、そうして生態的に自然に合致した方法で事を運ぶ道をどんなに探求して

も探求し過ぎることはないだろうと思っているわけです。今日まで、言うなれば、資源愛護のために再生しようという運動、再び大地に物を生かそうじやないかという還元の方針、そしてリサイクル運動というものが非常に高まってきたわけですね。このリサイクル運動というものを、減量化にしろ、減容化にしろ、あるいは再生化にしろ、とにかく資源を愛し、資源をいたわり、資源を活用する思想を国民運動として一大展開すべきときに当たっているのではないだろうか。そういう国民運動的なリサイクル運動を進めるのが私は筋ではないだろうか、こう思っているのです。それによつて廃棄物なんてぐんと減ってしまうんですよ。国民生活も変わってくると思うのです。大量生産、大量消費、大量廃棄という資本主義下の高度成長下の誤れる姿を直していくのが、廃棄物処理するところの担当機関と言えは担当機関の厚生省の

とすべき大きな任務じゃないだろうか。その厚生省がすべき任務を怠つて、すべてごみは海へ海へということになるならば、私は、これは誤りだと思ふのです。

そういう意味で、リサイクル運動等に関連して、あるいは都市の中で、広島、四十八年には六十六万トンもあつたごみが、わずか五年の間に半分ですすよ、三十三万トン、すばらしいじゃないですか。この広島の場合を東京にも大阪にも持ち込んで指導することがいま先ではないでしょうか。そんなすばらしいものがあるのかということをもっともつと、なぜ政府は宣伝しようとししないのか。私は、厚生省がフェニックスだと言う。不死鳥であると言ふ。しかし、私はこのフェニックス計画というもの、不死鳥という意味がどこにあらわれているんだらうかとどんなに分別しても、いま出てくるのは不死鳥計画だと思われぬ。生きてこないですよ。殺しきりですよ。

そういうふうな思いをしますと、やり方、歩み方に間違いがある、こう思うのですが、この点について、本日は園田厚生大臣に私は聞きたいところなんです。大臣の出席も求めていたのですけれども、

何かきょうはおいでになれない、こういうことです。それから、そういう意味でひとつ責任のあるこれに対する考え方と、将来的な一つの理念と申しましようか、それについてお答えをいただきたいと思ひます。

○山村政府委員 貴重な水面を長期にわたり有効に使うということは、基本的に御指摘のとおりでございます。この法律におきましても、受け入れ基準等が減量化等の施策に資するというような事項が入つておるところでございます。基本的にリサイクル問題につきましましては、これが単に資源化、エネルギー利用のみならず、本法の意図する広域処理場の有効利用という観点からの減量化につながる問題であります。広島についての詳細な数字は現在承知いたしません、かなり減少したというふうな理解をいたしております。

今後どのように展開していくかという点でございますが、今日実態を見ますと、とにかく家庭から出るごみが、単に捨てられる、使い捨てられるというだけでなしに、分けて出される、資源ごみ及び廃棄ごみというふうに分けて出されることが基本でございます。したがって、先生の御指摘のあつた国民運動としてやっていくということについては全く賛成でございます。いろいろな点について、過去数年にわたつて有効利用の方法等について調査もいたしてまいりました。現在その成果がある程度出てきたような段階でございます。

いろいろネットワークを考えてみますと、先ほど申し上げた、一つは、排出時点における分別の徹底、これがまず第一点であろうかと思ひます。これには、また繰り返すになりますが、国民運動的に住民が協力するという体制づくり、その指導としての自治体、地方公共団体の啓蒙指導ということも当然に必要かと思ひます。現在、環境衛生週間等を設けておりますので、そういう機会に国としてもぜひその趣旨の徹底を図つてまいりたいというふうな現在考えております。分別収集をやっている実態を見ましても、まだまだ行き届いて

おりませんで、広島、町田、沼津、その他豊橋、かなり先進的にやっている都市もございます。それらを範としながら、分別収集が徹底するように指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一つのネックは再生资源市場が不安定である。需要が不安定である。価格が不安定である。故紙が安くなりますと、途端に排出量がふえるというような現象も明らかに出ておりますので、そういうものについてはどういう手が打てるんだらうか、これは厚生省ひとりである議論ではないと思っておりますが、流通所管省庁ともおいおい研究をしていくべき課題であらうというふうに考えております。

それから、事前に、都市のごみとして出る以前の回収につきましては、住民の集団回収とか廃品回収業者によるちり紙交換等による回収、あるいは酒店等からのびんの逆流といいますが、販売ルートとの逆流、そういったルートをさらに強化していくことになりませんが、その市に入ってきたごみからのさらに回収をするということにつきましては、機械的な選別をさらに技術的に深めてその普及を図るということでありましたが、現時点では現在補助事業等で実施はいたしておりますが、まだ必ずしも価格としても万全な体制には入っていない。これらについても整備を促進していく必要があらうと思えます。

さらに、農村との結合という意味では、廃棄物中の有機物質を取り出して、それを肥料として農村に還元するといういわゆるリサイクル、そういう形のリサイクルも当然にやっていかなければならない。

さらに、焼却等で発生いたします熱を利用いたしまして、発電設備の普及を図っていく。さらに、その余熱を利用して老人ホームとかプールとか、いわゆる福祉施設等への給湯を図る、あるいは地域暖房を図るということもかなり行われつつある段階でございます。発電につきましては、技術的、経済的に可能な発電の潜在能力といえます。

か、それに対しては、約三分の一ぐらいいまではすでに工事中を含めて到達しておるような状況でございます。

また、豊橋市にユークス計画というのがございますが、都市、農村の廃棄物を合わせましてそれを肥料化し、熱を温室等に供給するといういわゆる都市農村結合計画といったモデル事業も実施してきたところでございまして、これらも一つのモデルとして紹介し、各都市の事情によって相違いたしますので、そういうことが適用可能なところについてはそのような指導をしてまいりたいというふうに考えております。

そうこう、いろいろ事例が蓄積されてまいりまして、これらを集約的に何かマニュアル的なものに取りまとめ、それをベースに各地方公共団体を指導していつてはどうかというようなことを内々検討している段階でございまして、各方面の知恵をかりながら、あるいは協力を求めながら、実施可能なものから逐次実施するよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○関委員 あと時間がありませんので終わらなければなりません。先ほどの御答弁の中に、再生品の品物が価格市場に回ることに付いての難点がある旨のお話がありました。これらについても、そういう品物は確かに質が悪い。悪いだろうけれども、資源を生かすという道を開くならば、それを買収する先においてもまず厚生省が真っ先に買ってあげる、あるいは自治体、市町村が真っ先にそれを買収してあげる、こういうスタイルをとるといふと、その問題もある程度進んでいくんじゃないだろうか、こう思います。

いずれにしても、私は、ごみに対する日本国民一丸となつて再生の道、そうして、ごみを海へ捨てればいいんだというような安易な道、これはとってはならない、こう思いますので、その旨を申し上げて、きょうの部は終わりたい、こう思います。

○小此木委員長 次回は、明十五日午前九時三十分理事會、午前十時運輸委員會地方行政委員會社

会労働委員會環境委員會連合審査會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後二時五十九分散會

昭和五十六年四月二十二日印刷

昭和五十六年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W